松本市の文化財

第 2 集

市指定文化財調查集録

松本市教育委員会

目
次

8 7 6			5	4	3 女	2	1	七牛伏	六 百 瀬	五戸田	四 広沢寺	三 西善寺	二 筑摩神	一 筑 摩	
童児坐像	十王像	奪衣婆坐像	地蔵菩薩半跏像	蔵王権現立像	好神 坐像	男神立像	如意輪観音坐像	寺の仏像	体 庫 屋 跡	国 家 廟 園	沢寺堆朱菊花文香合	守金銅善光寺仏三尊像	筑摩神社陵王の面と	神社の銅	E
面 三二	◎ 一九	◎	№	◎ 二七	◎ 二七	◎	◎ 二六	群	м	图	1合	ミ三尊像 1○	面と納曾利の面 七	鐘 三	· j

筑摩神社の銅鐘

	_	=	Ξ	四	714	鐘	ス	五	_	7	结	全夕				
	指定項目	所在および所	所有者または	由緒。来歴	当、安養寺の銅	銘によれば、	る。註1	現状 銅鐘の	一糎、八葉蓮華で竜	く縦帯に大きな凹みがみられる。	鋳造の年代は銘	銘文は鐘の池の		E	Z	天老
		所在地	は管理者	中世に	鐘であっ	国府八		の法量は	で竜頭	凹みが	文の示	の間二区			施	長 施
;	筑摩	松本		お	ったが、	幡の信仰者		口径六六糎、	との関係は	みられ		文の示すように室	二区にわたって陰刻されの示すように室町時代の	にわたう	入 にすよう	地 入 に すよう た う
	筑摩神社の銅鐘	松本市大字筑摩二、	松本市大字筑摩	も国府の		仰者で4				係は正し						
	鐘	巩摩二、		八幡と称	守廃絶の	である源典		身の高さ九○	\ \ \ L		竜頭	代頭	刻されて時代の記	刻されて時代のみ	別されて のまれて のまれて のまれて のまれて のまれて のまれて のまれて のま	願 口 お竜頭のお のま
	(昭	九七三	筑摩神社	いても国府八幡と称されて、	安養寺廃絶の後神社	源豊松丸 (九〇・	上带。下		根元に	水正一一年	でいるが、 水正一一年	水正一一いるが	が正一一の根元にいるが	が正一一
¥6	和三十	, =	111.		近の宝蔵	(小笠原長棟)			九糎、	正しく、上帯・下帯とも無い。	英といれた。	年、一帯とも	年の一帯とも、無対のでは、	年(一帯とも一帯とも	- 帯とも 年 (一 た) と) と) と) と) と) と) と) と) ら) が で が で が で が で が で が で が で が で が で が	九九糎、年(一巻とも、一帯とも、一帯とも、一番とも、一番とも、一番とも、一番とも、一番をも、一番をも、一番をも、一番をも、一番をも、一番をも、一番をも、一番を
خفاج	(昭和三十六年一月二十四日指定)			信濃守護職小笠原氏や、	の宝蔵に保存されていたものである。				乳は四段			m				
	月二十四			小笠原氏	されてい	と沙弥シ			段四列	竜頭の別の	竜頭の 高頭の 高頭の 高	ご である。竜頭の高さ数る。	く、判 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を を を で ある。 を の を の の の の の の の の の の の の の	C である。 最頭の 最 段四列 L	を を を である。 である。
	日指定				いたもの	水源とが			四列に並び総計	に並び終	高さは一	局さは一	品さは一 に並び終	高さは一 る。 は一 が終		高さは る。 る。 は 一 さな る。
	0			地域の人	っである	と沙弥永源とが大壇那となり鋳造し施入したものであ			計六四箇、	竜頭の高さは一九・八糎、段四列に並び総計六四箇、	九 計 · 六 八 四	九 計	判読できない箇処もある。である。である。	九 計 治 大 列 八 四	た 九 六 治 六 八 四	が
				々の信	0	となり							(A)	<i>(</i> 2)	Ø)	(X)
				の人々の信仰を集めた筑摩神社の別		鋳造し対			撞座二箇所、	池の間の第一区とそれに続撞座二箇所、直径は一三・	の間の第	の間の質点	の間の質	の間の無	の間の質	の関門の
				めた筑原		施入した				第一区,	第一区直	第一区,直	第一区。	第一区。	第一页。	第一次。
				摩神社の		たもので			直径は一三・	とそれに	住は一三	とそれに	住は一三	とそれに	とそれに	とそれに
				別		あ			•	続・	続・	続 •	続 -	続・	続・	.

					乃	受	六	現	大	
	125	-ì.	4-4-	大檀	至		趣	世	小	
	願主	永正	并	那	法	炽	四	安		
	住	十一年	炒弥	源	界	生	生	穏	那	
大工	持	+ - -	永	豊松丸	平	皆	三	後		
		月	源		等	令	途	生		
左衛		七日			利	離	八	善		
明					益	苦	難	処		
									•	

六 銘文があり鋳造の経過が明白であること、時代の特色がよく出ている等のことにより重要な文化財と云える。 価値 年代的にみて松本市内及び松本地方における最古の鐘であること。

七 他による被害はない。 保存状態 現在は宝蔵から出され、境内の鐘楼に釣られているが、四面に金網を張り巡らされているので、投石その

参

我が国にある釣鐘はほとんど国内で造られたもので、「和鐘」とも云われる。和鐘は中国の銅器の鐘を祖型とするが 材料が青銅で造られている場合が多いので「銅鐘」とも言われている。いずれも誤りではない。 鐘楼に釣られる鐘であるから普通は「釣鐘」とも云われ、寺院で使われる鐘であるので、 「梵鐘」とも云われ、

から 国には 仏教とともに伝来した。

〇形状 面が 唐草文を施すものがあり、 あり、 別図のように鐘 その間に乳を配列し、通常二カ所に撞座をもっている。装飾のある場合は上帯・下帯・草の間に、 身があり、 模様は簡素である。 笠形の上に竜頭と云う懸垂装置があり、 銘文は池の間にあり、 古いものは鋳出し銘、 鐘身の表面には袈裟響と称する大小縦帯の区 新しいものは 刻銘とな 雲文・

奈良時代の鐘は全国で一六例、うち紀年銘をもつものは、京都の妙心寺鐘 県織田神社(七七〇)の三口にすぎない。特徴としては、笠形上に笠形周縁と同心円の圏線があり、 (六九八)、奈良の興福寺鐘 **撞座の位置が高** (七二七) 福

かつ竜頭の長軸線とは直角に交わる縦帯上に撞座をもつ。

る

平安時代の鐘には、 頭 鐘 代の特徴がよく残り、 (八七五) 撞座の位置・方向の関係も竜頭の長軸線上にある縦帯上に変化する。 と奈良の栄山寺鐘 初期と末期のものが残っているばかりで、 平均口径は二・四三尺(七三糎)、奈良時代のものより小さくなり撞座の位置が低くなる。 (九一七)はその銘文が立派であることで名高 中期約二〇〇年間のものは無い。 鐘銘はほとんどあり、 初期のものは、 中でも京都の神護 奈良時 竜

鎌倉時代の鐘は最も発達し、その製作数も飛躍的に増し、平均口径も一・一四尺となり平安時代よりも小さくなる。撞 座の位置もまた下降し、鐘身の二二・六%以下となる。またすべてが一定の規格に統制されるようになり、 区内四段四列という配列になる。 四方に

強座をもつ

鐘等

異色のものも出てくる。 しかし鎌倉時代末の南北朝時代になると、 袈裟襷の手法が除々に崩れ、 また乳無 乳の数も

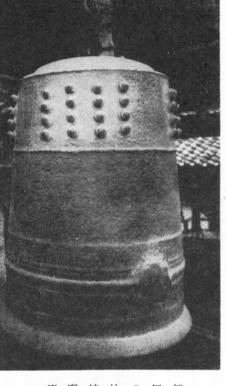
鐘

室町 時 あるが、 代には 袈裟襷の崩れがひどくなり、 いると、 鐘 の製 作 数は減退 į **撞座の意匠・竜頭の手法いずれも卑俗となり、** 口径•撞 座の位 置・ 竜頭の方向と撞 座の位置との関係 駒の爪の部分が厚くなって外 も前 代とほぼ 同

煩悩を象どり)に及ぶものがある。 に突出するようになる。室町時代の末桃山時代になると、製作数が急激に増し、大形となり、乳の数も一〇八(百八

江戸時代となっては、いよいよ製作数を増すが、 ほとんどは戦時中に供出され残るものは少い。 芸術的雅致はなくなり、技術の精巧を誇るばかりである。しかしその

註1 代政康・七代清宗・八代長朝・一○代長棟・一一代長時皆これを称しているが、鐘銘の年号に合う人物としては一○ 鐘銘にある大檀那の源豊松丸は小笠原家嫡流の幼名で、井川城初代の貞宗・二代政長・三代長基・四代長秀・五



既摩神社の銅鐘

東朝は寛正二年九月一八日に生まれ、 真朝は寛正二年九月一八日に生まれ、 真朝は寛正二年九月三日に没しているので 永正一二年六月三日に没しているので 統元年三月十九日生まれで、天文一一 年一〇月八日に没しており、鐘銘時の 年令は二三才のこととなり、元服前の 年令は二三才のこととなり、元服前の が名を使うのは疑わしいが、その頃父 幼名を使うのは疑わしいが、その頃父 幼名を使うのは疑わしいが、その頃父 がか永源とあるのは或いは貞朝のこと かも知れない。

筑 摩 神社 **慶**王 の面と納曽 利 の 面

指定項目

筑摩神社陵王の面と納曾利の面

(昭和三十六年一月二十四日指定)

所在および所在地 松本市大字筑摩二、九七三

Ξ 所有者または管理者 松本市大字筑摩 筑摩神社

四

由緒·来歴

で あろう。 時代は鎌倉時代のものと鑑定されているので、その由緒も古い。 社伝によると雨乞いの行事のとき使用されたものとされているが、 もとは伎楽面として使用されたもの

五 現状

- 1 してあるが、 陵王の面 剝落した箇処もあり雄健古雅の趣きがある。 法量は面の長さ三○糎。面幅二一・五糎、 面奥一五糎。材質は木材で彫り深く、表面に胡粉を塗り彩色
- 2 漆を塗り、 納曾利の面 一部に金粉を塗布した跡もみられ、上唇部には赤く朱を塗ってある。 法量は面の長さ二三

 ・八糎、面幅一七

 ・六糎、面奥一五糎、材質は陵王面と同様の木材で、 全面に黒
- 六 代ということで、松本地方最古、唯一の伎楽面としてその価値は高 筑摩神社の歴史を知る好史料であるが、同時に高い格調をもつ芸術作品としても重要であり、また作製の年代が鎌倉時 価値 陵王・納曾利の二面とも、本来は伎楽の面であり、神事に伎楽奉納の行事のある神社にのみ残されたもので、 い
- 七 それはない。 保存状態 筑摩神社宝蔵、及び松本市立博物館に収蔵展示されており、 実際の神事等に使用されないので、 破損のお

当時印度で、仏教歌劇として流行していた、戒日王作の「竜王の喜び」の一部で菩薩と結びついたものらしいと云われ 支那の「 新井白石の「楽考」にも、「前略、北斉の世、蘭陵王長恭、 の書籍により、 らしい。そうして本来の劇の意味を失って一つの舞楽として残った。平安朝の頃朝廷の楽制が改められたとき、 の一部であったものを、これを日本に伝えた仏哲が、劇中の竜王一人を引離して、これを一つの舞として伝えたもの ている。 でなく、 ものである。平安朝となり、 北周の師を金塘城下に破りてその功ありし時、 蘭陵王破陣 菩薩は乗雲菩薩で、 印度楽であることは、 名の陵王の舞は、林邑八楽の一つで、奈良時代の天平八年に林邑国 これを陵王と誤り、有名な「蘭陵王破陣曲」に付会したものである。それはわが国の南北朝頃の作で 曲 は、 金翅鳥が竜王を殺そうとするところを、 支那の有名な「蘭陵王破陣曲」と誤り伝えられるようになったが、しかし本来は その音階も舞容も悉く異っていて仏哲の伝えたものではなく、 舞容・楽曲・音階・仮面・囀などにより明らかであるとされている。察するにこれ その容をまなびて此舞を作る」とあるのがそれである。実際に 才武ありて容貌美なりしかば、戦にのぞみて必ず仮面を 菩薩が身をもって救うという舞曲で、 (安南方面)の僧仏哲がわが国に伝えた またその曲もわが国には 竜王はそ 支那

納な蘇そ 邑楽」として伝わったものを、 のものは一人舞に用うと「続教訓抄」等にも記されている。この舞を双竜の舞とする説もあるが、 いわゆる高麗楽で、 いられたと云う。 を着し、 利の舞曲名の字義は不明であるが、 帽子をかぶり、 は 新楽の小曲で高麗の一越調曲に属し、舞は二人舞も一人舞もある、舞人は胡服 「林邑楽」というのは雅楽舞曲中の一部門で、 「陵王」とする。 動物に似た仮面をつけ、 後世に至って右方楽に改作したものと思われる。平安朝には主として競馬節会などにせらえ この舞曲の起原、 地名によるとの説が多い。「なっそり」「双竜舞」の異称がある。この 手に桴を持って舞う。仮面は金青色のものを常に用 伝来は不明 であるが、 「菩薩」 「抜頭」 或いは陵王 「迦陵頻」 (竜王) 「倍臚」 仮面 と結びついて「 (北方異国 出は獣面 「安摩」「 一人の服 緑青色 のよう

伝わっていない。

らで、 林邑国の仏哲が、 それぞれ舞がついており、 三異な意匠の仮面をつけ、 場合とちがって印度楽、 わが国に行われるようになったのは、 その後しばしば行われ、 胡飲酒 その舞方も唐楽、 印度舞曲の趣を示し 」「万秋楽」 万秋楽」をのぞいて各 朝廷の雅楽寮の中に の八 天平 高麗楽 曲 てい あ n

平安時代となって仁明天皇のとき楽制の改革がされ 三韓楽と並んで林邑楽師の制が定められていた。 天平勝宝元年の東大寺大仏慶讃会にこれを奏一の仏哲が、印度の波羅門僧正と来朝した際か 年に 唐



筑摩神社の陵王面

その 代は相当古い時代からのことと思われる。 このような雅楽が演奏されたことであろうが、 ることは意義深いことである。筑摩神社においても、 5 もこれら二つの仮面は重要な資料といえる。 れ現在に及んでいる。これらの印度古楽は現在印度 来を知る資料としても、 おいては全く亡んでいるが、 節多少改作され、 唐楽と合して左方楽の中に納 雅楽の地方分布を知る上に わが国に保存されてい 筑摩神社の その時

筑摩神社の納曽利面

西善寺 阿弥陀三尊像三尊像

指定頃目 西善寺阿弥陀三尊像 (昭和三十六年一月二十四日指定)

二 所在および所在地 松本市大字和田境一、三一五

三 所有者または管理者 松本市大字和田境 西善寺

兀 県 帳以外は祕仏とされて、 (旧中南 たあと、江戸 来歴 信の幕府領) 時代になって清水の念来寺に移され、 もと筑摩神社の別当(神宮寺とも云う)安養寺に安置された仏像であったが、同寺が戦火によって廃絶 常時公開されることはなかった。 内の寺院で、 排仏の難のない和田の西善寺に遷座されたもので、 明治初年の松本県の排仏棄釈の際念来寺の廃寺により、 以後一月七日の七草の日の開 また伊那

五 K 現 かかり鍍金を損している。 状 金銅製一 光三尊の善光寺仏で中尊に阿弥陀仏、 左右に観世音菩薩像と勢至菩薩像を従えているが、 三尊とも火

中尊阿弥陀如来の法量は、 五糎である。 両手は後補とみられ、足裏のほぞは切り取られている。 全長五三• 五糎、 顔の長さ五 ・九糎(あごより髪際まで)肩巾一 四・二糎、 裾の開き

朋 侍 の観世 音 菩薩像は高さ三七・六糎、 顔の長さ三・六糎、 頭部に瓔珞をかけた跡があり、 足裏にはほぞが付 いてい

る。ほぞの出は○・二糎、体内に土が残っている。

他の いたんでおり、 脇侍の勢至菩薩は、 左裾先は焼けて欠損し、中心の鉄芯は角形で足先までとおっている。 全長三七・六糎、顔の長さ三・六糎、 頭の上の扇形の宝冠は唐草模様であるが、 焼けただれて

六 く。 深く、 参老 が本寺仏もその一つであり、ことに国府八幡といわれた筑摩神社の別当寺旧蔵のものであるところに、歴史的な意義も 善光寺 手 K 価 に向け、 から 並ぶ、 っは胸の .のばして掌を前に向け、第二・三指をのばし他の指は曲げて刀印を結んでいる。右手は上方にあげて同様に掌を前 脱侍立像」と云うべきである。三尊とも立像であって、中尊の阿弥陀如来は、 また鎌倉時代の鋳銅仏ということで、工芸的な価値も高い。 如来 鎌倉時 >前で左掌の上に右掌を伏せ合せて印を結んでいる。 背面には大型の舟形光背を置き、一つの光背の前に三尊 五本の指をのばす。(但し西善寺仏は両先とも欠損している。)観世音、 いわゆる一光三尊の形式をとり、その三尊の台座は割合に高い蓮肉の下に反花と、時によって框を配する臼 代に善光寺信仰が全国的にひろめられると善光寺前立本尊形式の金銅仏が鋳造され、 いわゆる善光寺如来とは、善光寺の本尊の形式によって出た言葉で正しくは「善光寺式阿弥陀如来及び 但し、 台座と光背は後補であるから、 両肩を覆う衲衣をつけ、 勢至の両菩薩は、 各地に配分された 宝冠を頂き、 その指定を除 左手は下方 両

善光寺式如来の形式が固定したのは鎌倉時代から、全国各地に分布している同像はほとんど金銅の鋳造物で時代はす 三尊の大きさは中尊が一尺五寸(四五糎)、観音勢至の両脇侍が一尺(三〇・三糎)というのが普通であるが、 文治三年(一、一八四)七月二七日に、信濃の国の庄園、 善光寺の銅造と、)の一○月に再建されたとあり、この時期を中心に、如来像が鋳られ、善光寺信仰が源頼朝の信仰を背景として各 鎌倉時代以降のものである。 広島安国寺の木造の三尊像は例外として大きく、 東 鑑の記事によると、 公領の少汰人に造営命令を出しており、建久二年(一、一九 治承三年(一、一七九)に善光寺が焼失したので、 前者は一四○糎(中尊)、後者は等身大である。 源頼朝が 甲府

形の台座をもっている。

(西善寺仏は光背、

台座を欠く。)



阿弥陀三尊像

治三年(一、二四九)、東京国立博物館の建長六年による寛元元年(一、二四三)、埼玉県向徳寺の宝三年(一、二〇五)佐久落合の新善光寺の銅鐘の銘

寺の建久六年(一、一九五)滋賀県の清水寺の元久地に及んだのである。造銘のあるものは甲府善光

といわれる神奈川県の円覚寺のものによく似てい(胸の高さで軽く重ね、甲府善光寺仏中の優秀作間違いなく、脇侍の宝冠、重ね合掌印の手の位置

仏は銘がないが、鎌倉時代の鋳造であることには

いものには、

善光寺前立本尊ほかがある。

西善寺

一)、広島安国寺の文永一一年等があり、鉻のな(一、二五四)、鎌倉円覚寺の文永八年(一、二七



西善寺中尊阿弥陀如来像拡大部

広 沢 寺 堆 朱 菊 花 文 香 合

指定項目 (昭和三十六年一月二十四日指定)

所在および所在地 松本市大字里山辺五、

広沢寺堆朱菊花文香合

Ξ 所有者または管理者 松本市大字里山辺 広沢寺

兀 由緒 来歴 竜雲山広沢寺開山雪窓 一純禅師所持の香合として同寺に伝わったものである。

 \mathcal{F}_{1} Ŧi. 身の内は黒漆塗、 **拉糎余、** 現状 法量 底の内径 直径一六·七糎、 身の底の左側に楊茂造の針書銘がある。 九 七四糎、 裏底の凹み四・九五糎である。形態は円形の合口造りの合子形で、 通蓋高三·五糎、 蓋の高さ二・○二糎、 (銘の全長三字で一・六五糎)また蓋裏には雪窓の文字と花 裏見せ縁の厚さ○・六六糎、 蓋裏と身の底、 彫りの深さ○・ 及び

甲、 身の文様は菊花文半開花二輪、 つぼみ四箇をあしらっている。

堆朱の文様は菊花文で、

枝菊、

菊花、

つぼみをあしらい、

中央の菊花は七宝つなぎ紋、

亀

押が朱筆で書かれている。

六 価 開 值 Щ [雪窓一純和尚は室町時代の宝徳元年 堆 朱は高級な工芸品であるが、 右香合は精巧な作で美術的な価値も高く、 (一、四四九) の晋山であるので、 香合の製作年代も同時代と推定される。 また開山和尚遺愛の品ということで

歴史的な価値も高

参考

永平下第八世 雪叟 窓 純和尚については、 「日本洞上聯灯録」 (名僧の略伝を書いたもの) につぎのような記事がある。



広沢寺の香合

未広沢ト称セズ、

竜雲寺ト称セリト。

伝云広沢初称二乗蓮1済家棠峯開」之。

然即転宗之祖也。

時

新豊機堂長応禅師法嗣

原氏建テ広沢寺ラ、 唱||滅於||新豊 了事ノ納僧消シ 吾無二一玄一亦無一位一。 総持·慈眼一。 江州新豊雪叟一 示シ衆曰臨済ノ三玄洞山ノ五位、各立川宗風」、 一箇ラ長連牀上ニ伸シラ足臥ストの 純禅師。 請ジァ師為二開山上の 寿七十九。 縁契ゴ機堂」。 汝等諸人作麼生力会スの 康正元年四月十五日 嗣イデ住三新豊一。遷ル 信州源ノ持長 良久シテ日

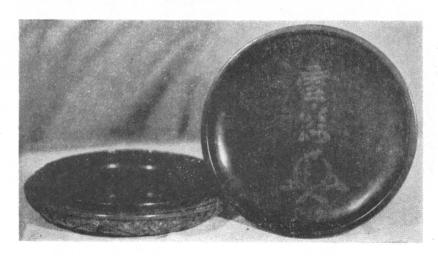
寺末、 持長 府中 か、 元年(一、四四九)のことと伝えられている。 徳六~一、四六二)の請いを受け広沢寺を開山した。 それは宝 これによると、現在松本市里山辺林にある曹洞宗越前国 新豊寺の機堂長応禅師の法嗣であって、 のち総持寺や慈眼寺 (応永三年六月二二日生、寛正三年六月一五日没一、三九 松本)を領し、 竜雲山広沢寺の改宗時の開山雪窓 信濃守、信濃守護を称していた小笠原 (越前) に住持した。その頃信濃の 純は近江国 新豊寺を嗣 しかし一 純は康 滋賀 一慈眼

正元年(一、四五五)

四月一五日新豊寺で没したとあるので永

ろう。 る。彼は当時一流の高僧として世に知られていたのである。彼は当時一流の高僧として世に知られていたのであくはこの寺に住持せず勧請開山の和尚であったようであ

本のとき)彼の法号広沢寺殿天祥正安にちなみ竜雲山広沢寺と登められたと云う。 寺と改められたと云う。



広沢寺の香合銘

田 家 廟

戸 袁

所在および所在地 松本市県二丁目三ノ五

指定項目

戸田

I家廟園

(昭和三十六年一月二十四日指定)

Ξ 所有者または管理者 松本市

四 明 域を松本市に寄付したことにより、松本市の所有となり、今まで一般に「お塚」と呼ばれた地帯が、 由緒 治三年まで二度松本藩主として松本城に居た戸田家歴代の廟所であるが、戸田家の子孫戸田康英氏が、昭和三〇年全 来歴 元和三年(一、六一七)一〇月から寛永一〇年(一、六三三) 四月まで、享保一一年(一、七二六) 戸田家廟園という

病身(喘息)のため家をつがず元和五年六月一○日松本に没し(四○才)全久院に葬った。(当時の菩提寺全久院は中町 中で没し、松本に墓所をもったのは康長をはじめとする。松姫との間に一男一女あり、男子を孫六郎永兼と云ったが、 城中に没した。時に年七一、城東埋橋の地に葬り墓所とした。法号は祥雲院一運宗智と云う。松本城主の中で、 病に臥したが、家光は侍医野間玄琢を派遣してこれを見舞った。寛永九年(一、六三三)一二月一二日病い改まって松本 紋章を許され、代々松平丹波守を称した。元和九年徳川秀忠の世子徳川家光の付随を命ぜられ、二代将軍秀忠の死後、 国高崎五万石と累進、松本七万石を領した。康長の正室は徳川家康の同母妹松姫であったので、 に家康に協力して大名となり、武蔵国東方一万石、のち上野国白井二万石、また下総国古河、常陸国笠間三万石、 名に変った。 戸田家初代の丹波守康長は本姓藤原氏で先代は三河国にあって松平家(徳川家)とは同格の家柄であった。 松平の姓と三っ葉葵の 康長の代 上野

督をつぎ廃藩に至った。 代光庸は弘化二年一〇月治政九年四八才で隠居し明治一一年九月八一才で没し、東京染井の墓地に葬った。光庸。そうつね 道麟、墓地に五輪の碑石が建たっている。一二代光年は天保八年(一、八三七)二月四日松本城で没し、44~6 代光慈の代志摩国鳥羽城に転じ、享保一〇年に再び松本に帰り六万石を領した。光慈は一六年八月病をもって江戸に没 天保一○年一二月一七日治封一五年の後七四才で没したが、その遺骸は松本の埋橋の廟所に葬った。法名は瑞光院詳巌 戸に没し、同じく智勝院に葬むる。一〇代光悌は天明六年(一、七八六) 六月江戸に没し智勝院に葬むる。 第一一代光行は る。八代光徳は宝暦九年一月(一、七五九)江戸に没し、同じく智勝院に葬むる。九代光和は安永四年(一、七七五)七月江る。八代光徳は宝暦九年一月(一、七五九)江戸に没し、同じく智勝院に葬むる。九代光和は安永四年(一、七七五)七月江 光の子光重に新規受封させ丹波守に任じ、美濃の国加納に転じさせた。四代光永を経て五代光熙のとき山城国淀に、 だ。右は明石に転じ松本に墓所はない。康直には嫡子がなかったため一度家を絶たれたが、将軍家縁故の故をもって忠 のもと本立寺の地にあった)なお、正室松姫は三河二連木の館で永兼が九才の時死んで墓は同地にある。次男の忠光は 加賀守に任じられ 遺骸は美濃桑山の菩提寺智勝院に葬った。七代の光雄は延享五年(一、七四八)一一月江戸に没し、美濃智勝院に葬 を好み詩書をよくしたが、 埋橋の廟所に葬った。享年五七才、法号は神竜院大光啓雲、その治政は三八年に及び種々治績を挙げている。一三 浅間御殿山の「鴬止山記」の碑は彼の撰筆である。一四代光則(後みつひさ)は弘化二年(一、八四五)一八才で家 寛永六年江戸屋敷で没し、 埋橋の廟所にある「松平氏瑩域碑」の銘は彼の撰筆であり、 家をつがなかった。よって三男の康直が丹波守に任じ二代戸田 他に深志天神内の 全久院で葬儀 芦田 は 生前 を営

五 一つに分けられている。内域の南側に石垣をめぐらし封土を盛りあげた丹波塚があり、 現状 廟園 は石垣によって囲まれ、 その中が東西の二区間 に分けられ、 前面 (西側) その墳上に大きな五輪の石塔が の外域、 後方 東側 0 内域

その: 井戸等 たが、 光行 天明 藩士の墓碑が多く残っている。 歴代住職らの墓碑 移したが、明治三年 戸田氏のときは本町 菩提寺は、 室蜂須賀氏の五輪碑、 また慶応元年五月没の戸田光領 の碑には 光行の碑には 前 あ も前山寺もともに廃され、 面 他 に石 元年五月没) を残しているに過ぎな 埋橋の廟所には初めには寺は無かっ 碑 (一、八五五) 光年等藩主の碑、 の地 の香鉢が供えられている。 奉献の石燈籠等がある。 「神竜院殿大光啓雲大居士」と刻まれている。 全久院で、 輪 瑞光院殿祥巌道麟大居士」とあり、 K があり、 「祥雲院殿一運宗智大居士」と彫られ、 (一、八七〇) 排仏棄釈の際、 の水野氏の菩提寺春了寺跡に置かれ に廟所の寺として前 先の戸田氏のときは中町に、 三代光庸の碑文(弘化二年二月没 松平虎千代の髪塚、 いま僅かに前山寺 廟域の西道をへだてて松本旧 その他関係者の碑があるが、 (若死した)、及びその L 戸田氏の松本における かし 丹波塚の北に丹波守 廟域内に 山寺をここに た。 一〇代光悌 つの長屋 しかし安 前山寺 全久院 光年 門



廟 園 全 域



丹 波 塚

六 価値 松本には六万石乃至一○万石の大名が、石川氏・小笠原氏・戸田氏・松平氏・堀田氏・水野氏・戸田氏と七回も交替しているが、大名の廟所として残っているものは小笠原氏の広沢寺、水野氏の玄向寺(本郷村)と戸田氏の埋橋の廟所のみである。さいわい戸田家の場合は、その全域が戸田家の当主から松本市に寄付されたので、その環境、碑石等を含め保存し、江戸時代の大名家の墓制を知る資料としたく、その価値は高い。

百 瀬 陣 屋 跡

一 所在および所在地 松本市寿区百瀬一、一六九番地

指定項目

百瀬陣屋跡

昭

和三十六年一月二十四日指定

三 所有者または管理者 松本市寿区百瀬一、一六九 近藤正康

兀

官職 う に 代官所も廃され、 元年二月、 うした争いが諏訪氏の本家と別家との間に起ることはよくないので、 させ代官所を内田 の三井郡左衛門 の地を弟頼久に分知した。これが旗本諏訪氏百瀬陣屋のはじめである。はじめ頼久は家臣三井甚兵衛を代官として治め 、九七石六斗八升および赤木村二八七石七斗 ようとした。 . 黒 となった。 命ぜられ、 竹渕 一五代将軍徳川慶喜の大政奉還により、 歴 天保年 白 その後近藤吉左衛門が御用人格兼代官となり、 は寛延三年没し、 四代忠晴の代明暦三年三月に父忠恒の意志をつぎ、 諏訪高島三代の諏訪忠恒は、 名古屋藩取締所の支配下に入り、 川の三箇村と百瀬 村に設けさせた。ところが一五年 間から近藤家の俸禄は六〇石三人扶持にのぼり、代官の下に手代一人、 享保の初年に荻原六郎左衛門と近藤吉左衛門とが、二代領主から交代で代官をするよ 村の一部を頼久の知行所とした。 九升の一部 大坂の役のあと、 翌二年六月には中南信の旧 全国の幕府領は朝廷のものとなったので、 後の寛文一一年 (上赤木村一○三石五斗五升一合六勺)、合せて一、○○○石余 四〇石二人扶持を受けた。 Ħ, 忠晴は筑摩郡内田村(松本市内田・塩尻市南内田) ○○○石の加増を受け、これを二人の子供に分 (一、六七一) に赤木山入会の山 所領変更をし、内田と上赤木を本家領に戻し、別 当初の代官は三井又左衛門で元禄 幕領を取りまとめて伊那県ができ、 以後近藤家が明 下役二人があった。 同年旗 論が起ったのでこ 本 領であった百瀬 一三年没、 治 維新まで代 つぎ

改築前の陣屋の一部

筑摩県に属したが、 から 七才であっ 地 伊 黒 那 も伊那県となっ 郡 下 飯島 瀬 村の た 黒五 旧 箇村で一、五二七石一 その時 た。 幕府領代官所に 同 0 74 高 年 は 百瀬 置 月伊那県も廃され かれたので、 斗五升六合八 白 Ш 竹渕

五

現

状

物とその内部

および付

地

一建物とその内部

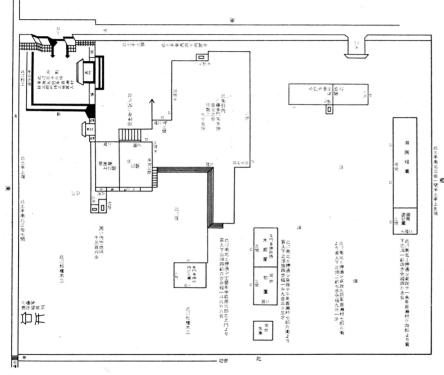
九〇 上 か、 であるが江戸 面 から 0 (1)には出口が 5 間 陣 近年に至っ 東面 九糎) いて 屋 の庭 居、 間 時 K 口 あっ 代中期以後と推定される。 て瓦葺きに改められた。 五. そこから雪 (白州) 間半 間奥行三 たが、 に面して三尺 今は取り払われているが、 間 一隠に通じている。 七 茅葺屋根の 米) の玄関式台があ 九〇。 建築年代は不明 建物で 正面に三尺 また玄関 九糎) あ 2 以 ŋ た 0



陣屋の土塀

I, 置候処、 先代近藤吉左衛門多仲勤役中所持之居屋敷地 取調凡見取絵図認差出申候下絵図 日紛敷可相成哉二付、 去ル文化元子年以来、 今般絵図面可,差出,旨御申越二付猶又 文化六巳年絵図面差出 上之御普請有」之後

元治元甲子年七月 近 藤 多 門



前は代官住宅に通じる廊下があった。 屋内は別図のように二間 (三・六三米) に三間 至 四 五. ||米| の上の

- 金 ・四五米)に三間の広間は唐紙によって区切られ、 両間とも床がついている。
- (2)表面 冠木門•土塀 陣屋の建物と同時代の建築と推定されるが、大分破損している。
- (3)雪隠 間(一・八米) に一間 (一・八米)の建物で同時代の建造と思われる。
- 4)御用書物蔵 二間(三・六三米)に二間半(四・五四米)の土蔵造りで、二階造りになっており、一

一階には当

御用書物蔵

- の文書記録が、 二つの長持 (当時のもの) につまっており保存されている。
- (5) 御囲 と棟続きになっている。 引い籾蔵 間口一〇間 (一八・一米) 奥行二間半(四・五四米)の土蔵で、入口から二箇所あり、
- (6)裏門および正面土塀 西側正面には長い土塀があり、 正面向って左に裏門がある。ともに当時の面影をなしてい

る。

())屋敷敷地

この陣 屋敷地は士居(土手)と桝形にかこまれ、 のようにまた改築され従前の面影はないが、 .屋は代官近藤氏の居宅およびその付属物と共存し、 前面 僅かに土蔵・物置の一 (南部) の道路、 同時代に改築された建物が配置されてい 背 部、 面 (北部) 鎮守の稲 の薄等は旧態を存 荷等には当時の様子が残っている。 じて たが、 る。 その後現状

な お 右陣屋は、 明治三三年頃から松本区裁判所寿出張所(登記所)にあてられ、 その際若干 建物は改良されている。

牛 伏 寺 0 仏 像 群

牛伏寺の仏像群 (昭和三 一十七年八月三十一 日指定

所 在お よび所 在地 松本市大字内田二、

指定項目

五七三

Ξ

所有者または管理者

松本市大字内田

牛伏寺

兀 逢わず、 六一七) の半以後において、 連綿として明治時代に及んだ。 いて仏像を配した。豪族埴原氏は発展して村井氏となったと推測されるが、 由 緒 もと鉢伏山の信仰 金峯山牛伏寺が営まれ、 来歴 その寺堂を損うことがなかっ 以後この地は付近一三か村 牛伏寺はもと鉢伏山の中腹にあり普賢院と称したと寺伝にあるが、 **埴原牧や北内牧を管理した豪族の信仰を中心に真言宗の大寺が営まれ、** (水の信仰) 明治三年松本領には藩主戸田氏により排仏棄釈の暴挙が行われたが、 その寺域は山頂・山腹・山麓と東西に広がり、 (旧部落) とともに諏訪高島藩の所領となり、 た。 から山頂に鉢伏権現をまつり、 寺域森閑として大樹林にかこまれ、 その里寺的性格があったようであるが、 豪族退転の後も長く一般民衆 後ろに翠巒をひかえ前に牛伏寺川 西は小池方面に達し、それぞれ仏堂を 東五千石と称したので、 現在地に位置したのは後世のことで 吉野の水分の山金峯山 元和三年 排仏 の信 平安時代 の災に 仰を集 の渓谷 を山

脇侍、 るものには等身大の厄除観音と云われる十一面観世 厄除十一 不動明王と多門天、 面観音の 祭日の賑わいも格別で今なお 釈迦如来の脇侍普賢菩薩・文珠菩薩、 般民衆との接触は深い。 音菩薩、 定朝様式をもつ釈迦如来坐像、 その他大威徳明王がある。 すでに旧国宝、 薬師如来坐像、 次に記す仏像等は、 重要文化財に指定されてい + これら 面観音

を通して、

松本平から西方北アルプスを望み誠に霊域の感が深

V

五現状

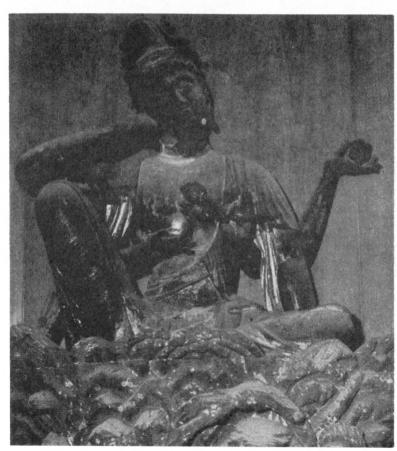
1 如意輪観世音坐像

法 量 像高二・九一 と (八八糎) 仏頂より顎 まで一・二二尺 (三七糎)髪際から顎まで四・九 寸 (一六糎) 面奥七・六 寸 (二三糎) 膝高右一・ つ九尺 (三三糎) を三・ 九寸 (一二糎) 臂張二・

○糎)法輪径二・○寸(蓮坐径三・三三尺(一一

六糎)

• 六寸 (二六糎) 蓮坐高



如意輪観世音坐像

- (\Box) 材質形状 桧材寄木造、 坐像六臂、 彫眼 漆箔• 宝髻後補その他にも後補の部分があり、 台座も新しい。
- 製作年代 藤原時代(記銘なし)
- 回 由 緒 昔から牛伏寺客殿の本尊として安置されていたもの。

2 男神立像一軀

→ 法 量 高さ二・○四尺 (六二糎)

口 材質形状 桧材一木造 胡粉彩色

製作年代 平安時代末(記銘なし)

四 由 緒 もと鉢伏権現の神体と伝えられているが、

現在は牛伏寺境内の太子殿に安置されている。

3

女神坐像

軀

法

量

高さ二・一尺(六二糎)同一・一尺(三三糎)

両像とも垂髪唐服姿である。胡粉彩色あり、

膝は欠損している。

(=)

材質形状

桧材一木造

無別をは、 単のでは、 単のでは、

(四) 由 緒 3に同じ。

4 蔵王権現立像

法 量 像高三•一五尺(九五糎)

材質形状 桧材一木造 甚しく古色がある。 右腕及び左右の足に釧をつけ、 片足を挙げ怒相をあらわす。右手首欠損。 全体に虫喰 い から

無 製作年代 平安時代中期(記銘なし)

5 (四) 地蔵菩薩半跏像 由 緒 鉢伏山蓬堂にあったと伝えられるものであるが、 (牛堂本尊) 恐らく鉢伏権現の本体であろう。

法 像高 坐奥五•三寸(一六糎 九一尺(五八糎) 面長三・九五寸(一二糎) 面幅八・二五寸(一〇糎) 膝張一•○二尺(三一



蔵王権現立像

(四) (三) (二) 由 製作年代 緒 延命地蔵菩薩で、観音堂裏手の地蔵堂に安置されていたものである。南北朝時代の至徳二年。 松材寄木造 銘文別記。

軀

(-) 法 量 高 . 尺(三三 五四尺 種 (七七) 臂張二·一 糎 頂より顎まで七・二 八尺 (六三糎) 坐奥六•六寸 五寸〇 二糎) (二) 種 髪際から顎まで六・○寸 (一八糎)

状 材 寄木造 胡粉彩色の剝落が甚だしい。鼻の先端及び右足先欠損。

室 町 時代応永二九年、 胎内に墨書銘がある。 (銘文別記)

緒 この像は牛伏寺の十王堂内に安置されたものである。

(-)

法

量

(2)(1)

江広

像高

四

尺

尺

八五

初

7 四)

十王

像

(三) (二)

質形

製作年

代



(12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3)

輪市等山成魔

尺

七

九〇 八四

Ŧî.

閻

Ŧi.

官 帝

変

録王王王王王王王王王

転都平太

八〇尺 七七尺 六七尺 六一 八〇尺 九七尺

五 四

四尺

九二

九

坐像 衣 婆



十 王 像

(三) 製作年代 桃山時代 慶長一七年別に胎内その他に ある。お質形状 奪衣姿を含めて一三体は一連の作と思わ

曲曲

緒

墨書銘がある。

れていたものであるが、現在は客殿の一いずれも牛伏寺境内の十王堂内に安置さ

部に保存されている。



十 王•地 蔵 尊 等 群 像

(-)法 量 像高一·五五尺(四七糎) 面長四•三寸(一三糎)面幅三•九五寸(一二糎)膝張八•九寸(二七糎)

坐奥三•九五寸(一二糎)

(二)

材質形状 桧材寄木造 裳をまとって片膝を立てた坐像で左手に宝珠を持っている。胡粉彩色を施してあるが剝落

製作年代 室町時代末(記銘な

があり、

面相優美であ

が多い。裳に彩色模様

(四)

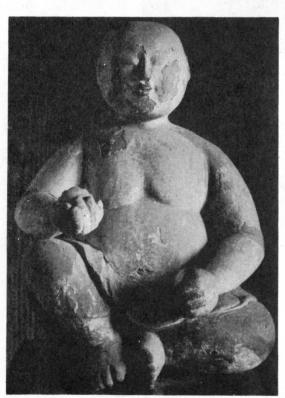
由

緒

婦人がこの像を抱けば

けの伝承をもっている。普通「おからと」を呼ばれている。人形と呼ばれている。人形とある。子持石も子授がある。子持石も子授

る。



童 児 坐 像

9 追 ~ 攤面 二面

法 量(1)面径八·五寸(二五糎) 面長九・九寸(三〇糎)面奥二・九五寸(九糎)

品質形状 面径八•九寸(二七糎)面長九•九寸(三〇糎)面奥二•九寸(九糎) 木材でつくられ、 (1)は赤鬼、 ②は青鬼で裏面に永禄十年の墨書と梵字の「きや」が書かれている。

由 緒 寺伝にも追儺面として伝えられているが、天保一四年(一八四三)の「善光寺道名所図会」によれば

(三) (\Box)

例年正月七日、 転流大般若同夜戌乃刻、 追儺の祭として厄年の者ども麦藁炬を多く取持て鬼を追の式

群参して一山震動せり」云々とあるごとく 大篝を焚並て白凮の如くなるに童男・童女 の後に大太刀を持て戦のさま烈し、雪中に

あり、鬼二人銕杖を持、先へ幣を担ぎ、

鬼

赤

面

追儺の儀式に使用したものである。

右墨書銘

赤鬼の面の裏面

右側 墨書

梵字 (きや) 奉奇進「

敬白

武運長久 主

左側

丁時永禄十稔丁卯十二月廿六日

青鬼の面の裏面 墨書

右側

左側

梵字(きや) 奉造

永禄十年丁卯十二月廿六日

10 鉄磐残欠及び鉄剣残欠五口分

(-)

法

②鉄剣 長さ二七糎、二六糎、二・六糎、二が甚だしい。 がきだしい。 大きく二つに割れ錆

二種

青 鬼 面

(<u>==</u>) 由 緒 牛伏寺の旧位置蓬堂跡から出土したものとして伝えられている。特に鉄製の磬のこの時代のものは珍し (\Box)

製作年代

平安時代と推定される。

(3)青銅鏡破片 二五糎×二五糎

一糎、二一糎と五口あり錆甚だしい。

																		地		,,,
				賴什		昌賢昌祐		理覚理性		高尊□暋				至徳	取以	大檀	文阿	蔵菩薩半		記
						1/13				賢覚賢慈真				年丁卯	檀那	那源	源信	助 像	,	14
]	弥太郎			理濁			大	忠藤逓松		怒真観		慈		$\mp i$.	少称見	豊重	盛	(鉛墨書胎	,	像
竟	七郎		-her	取栄	性	慈	阳	妙	阿妙阿	阿観	(像内	慈久禅定尼	建立之	月廿四日	阿			内)	胎
]	Ŧi.	久	加国治	木	任円貞次	母禅		性禅尼	門禅尼		(像内背部鉛)	尼	K	Н				腹部)		内
云	郎	玉	部		次	尼					***								.	銘

							Ξ									=			
2 太山王(膝裏面)	誌之了	炎上之砌 当住 憲康法印	慶長十七年子七月八日	一週忌	梵字(さく) 勢至都市王	1 都市王	十王像(銘胎内墨書)	太才 五十九才	願主 小池殿左馬亮信口	歳 六十六才 誌之	大旦那波多大和守清勝	応永廿九年寅三月廿六日地蔵堂	筑摩郡小池郷牛伏寺大門	金峯山	十王牛伏寺アリ	奪衣婆像(鉛胎内墨書)		筑波云□□□讃岐云	西□□□□円円妙

梵字(べい) 薬師

太山王

慶長十七年壬七月八日

当住 憲康 炎上之砌 誌之了 法印

身心安楽

五官王(背部下) 梵字(まん) 普賢大士

3

四七日

五官王

当住

宗帝王(背部下)

慶長十七年子

七月八日

憲康 花押

三七日

梵字 (まん)

文珠

志之

宗帝王 法印憲康

(右膝に七とある)

5

泰広王(背部下)

慶長十七年子七月八日

初七日 梵字(かんまん) 不動泰広王

炎上之砌 当住 憲康法印 花押

誌之者

現当二世

(膝裏に初七日とあり、左の膝頭に五の字らしいものがみえる) 垂哀悲玉へ

姓字(ゆう) 弥勒変成王 6

変成王 (背部下)

値遇シ玉へ 三会暁父定

六七日

慶長十七子七月八日

炎上之砌 当住 憲康法印 誌之了

7

閻魔大王 (背部下)

梵字(ら)

地蔵

— 37 **—**

閻魔王

五七日

慶長十七年子七月八日

炎上之砌 憲康法印

誌之

(左膝に王らしい字がみえる)

転輪王 (背部下) 梵字 (きり) 弥弥陀

8

憲康法印

転輪王

第三年

誌之了

(左膝に二の字がある)

9

初江王 (背部下)

二七日 梵字 (さ) 釈迦

初江王

慶長十七年子七月八日 炎上之砌憲康法師

当住之砌誌之

— 38 —

(右膝に四とある)

平等王(背下部)

梵字(さきやん) 観音平等王 現世安穏

後生善処

百ケ日

慶長十七年子七月八日

炎上之砌当住

憲康法師

(右手甲に四とある)

誌之

司命司録 (胎内)

(2)

□七年 □ 録

壬 子

憲 康

口 口 万

(左足に十一らしい字がみえる)

— 39 **—**

10

11

司命司録 ⑴(膝下裏)

慶長十七 壬子七月八日

炎上之砌

憲康法師

誌之了

(左膝上に十らしい字がある)

が

あ

本書は、 昭和四十四年三月松本市の文化財「第二集」として刊行されたものですが、残部僅少のため、

再版

したものであります。

本集録刊行の目的は、

文化財の基礎調書としてはもちろん郷土の歴史の理解及び文化財愛護意識の高揚又、

般教養に資すれば幸いと思います。

尚

本集録には重要文化財14件、

史跡2件が掲載されております。

和五十二年三月一日

昭

松本市教育長 赤

羽

誠

- 40 **-**

لح

き